

資料 2

## 山中湖特別保護地区の再指定について

みどり自然課

## ○ 山中湖特別保護地区の指定について

### 1 特別保護地区の名称

山中湖特別保護地区

### 2 特別保護地区の区域

南都留郡山中湖村山中湖満水時（海拔九百八十一メートル）水面全域

### 3 特別保護地区の存続期間

平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで

### 4 特別保護地区の保護に関する指針

#### (一) 鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

#### (二) 特別保護地区の指定目的

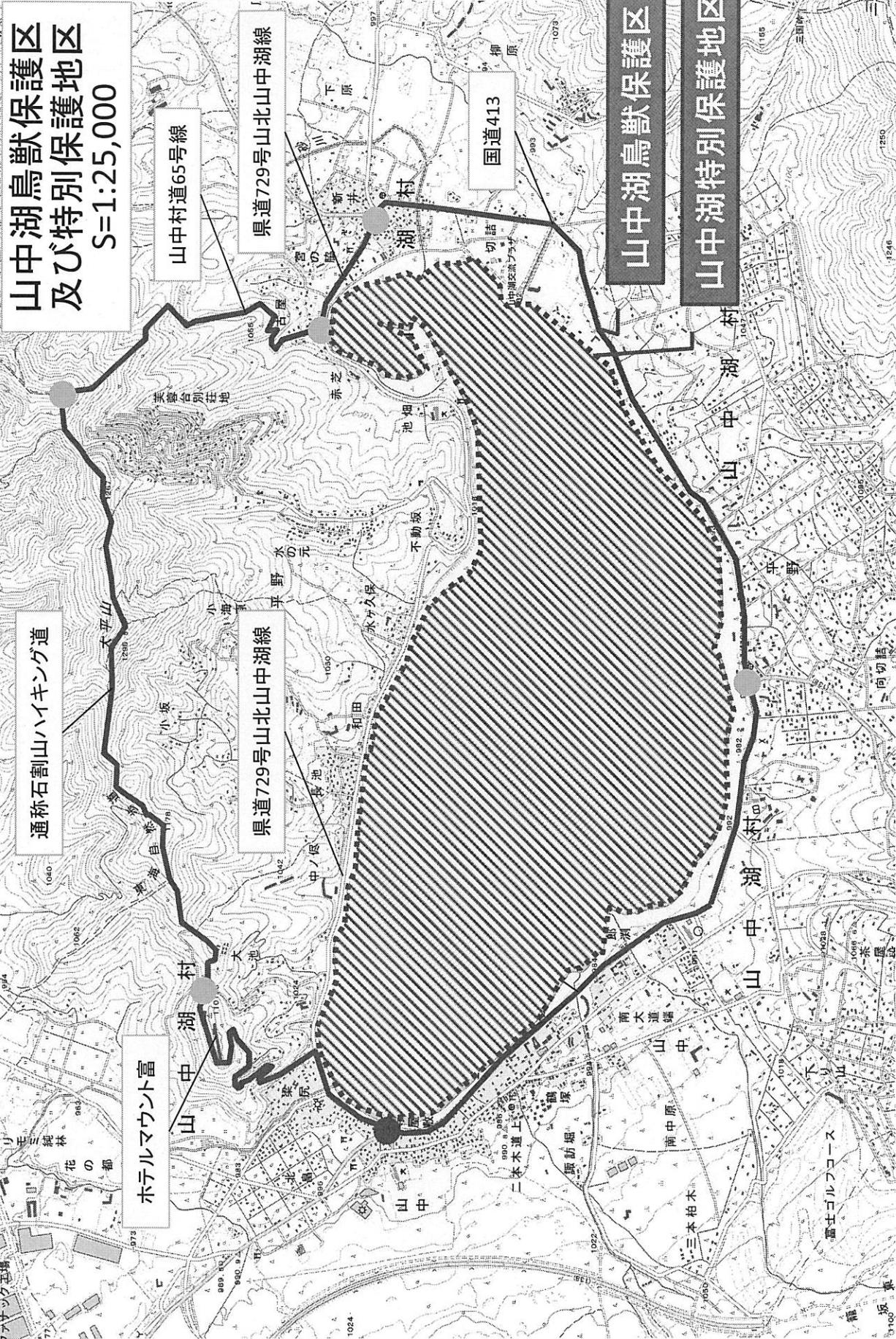
山中湖鳥獣保護区は、南都留郡山中湖村に位置する山中湖を中心とした区域であり、カラマツ植林、アカマツ植林、クリ、ミズナラ、コナラ等が分布している。

当該地域は、河口湖、西湖、精進湖及び本栖湖と同様に、多数の渡り鳥がねぐら又は採餌場として利用する重要な地区となっている。特に、当該鳥獣保護区の中でも、山中湖の区域は、カワアイサ、ヒドリガモ、マガモ、ホシハジロ、ミコアイサ等が多数確認され、県下でも屈指の越冬場所となっており、富士箱根伊豆国立公園第二種特別地域にも指定されている。

このため、当該区域は、山中湖鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある中核的な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。

#### (三) 特別保護地区の管理方針

- (1) 定期的に巡視を実施する等により、多様な鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
- (2) 特別保護地区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。



## 鳥獣保護区特別保護地区 指定に係る新旧対照表（山中湖特別保護地区）

現行：山中湖特別保護地区 告示内容（H19.11.1～H29.10.31）	改正：山中湖特別保護地区 告示内容案（H29.11.1～H39.10.31）	改正趣旨
1 特別保護地区の名称 山中湖特別保護地区	1 特別保護地区の名称 山中湖特別保護地区	
2 特別保護地区の区域 南都留郡山中湖村山中湖満水時（海拔九百八十八メートル）水面全域	2 特別保護地区の区域 南都留郡山中湖村山中湖満水時（海拔九百八十八メートル）水面全域	
3 特別保護地区の存続期間 平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十日まで	3 特別保護地区の存続期間 平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十日まで	12次計画により10年更新 国土地理院調査反映
4 特別保護地区の面積 六百七十八・〇ヘクタール	4 特別保護地区の面積 六百五十七・〇ヘクタール	
5 特別保護地区の保護に関する指針 (一) 鳥獣保護区の指定区分 集団渡来地の保護区 (二) 特別保護地区の指定目的	5 特別保護地区の保護に関する指針 (一) 鳥獣保護区の指定区分 集団渡来地の保護区 (二) 特別保護地区の指定目的	専門家意見 鳥類調査結果反映
山中湖鳥獣保護区は、南都留郡山中湖村に位置する山中湖を中心とした区域であり、カラマツ植林、アカマツ植林、クリ、ミズナラ、コナラ等が分布している。当該地域は、河口湖、西湖、精進湖、本栖湖と同様に、多数の渡り鳥がねぐらとして利用する重要な地区となっている。特に、当該鳥獣保護区の中でも、山中湖の区域は、渡り鳥のねぐら、採餌場として重要であり、シジュウカラガン、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、マガモ、ホシハジロ、カワアイサ、ミコアイサ等が多数確認され、渡り鳥の飛来数が特に多い中核的な区域となっており、富士箱根伊豆国立公園第二種特別地域にも指定されている。このため、当該区域は、山中湖鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある。区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。	山中湖鳥獣保護区は、南都留郡山中湖村に位置する山中湖を中心とした区域であり、カラマツ植林、アカマツ植林、クリ、ミズナラ、コナラ等が分布している。当該地域は、河口湖、西湖、精進湖、本栖湖と同様に、多数の渡り鳥がねぐらとして利用する重要な地区となっている。特に、当該鳥獣保護区の中でも、山中湖の区域は、渡り鳥のねぐら、採餌場として重要であり、シジュウカラガン、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、マガモ、ホシハジロ、カワアイサ、ミコアイサ等が多数確認され、渡り鳥の飛来数が特に多い中核的な区域となっており、富士箱根伊豆国立公園第二種特別地域にも指定されている。このため、当該区域は、山中湖鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある。区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。	H27法改正

